

# 仕 様 書

- 1 件名  
北海道防衛局（８）自動車燃料油供給業務及び洗車等請負業務（単価契約）
- 2 総則  
この仕様書は、北海道防衛局（８）自動車燃料油供給業務及び洗車等請負業務（単価契約）について適用する。
- 3 履行内容  
北海道防衛局、帯広防衛支局及び千歳防衛事務所が業務で使用する車両に対して燃料油の供給（以下、「給油」という。）、洗車、室内清掃、タイヤ交換及びウォッシャー液補充を実施する。
- 4 履行場所  
給油：次のアからウまでの地域における給油所（直営の給油所又は代行給油できる特約店の給油所）  
洗車、室内清掃、タイヤ交換、ウォッシャー液補充：次のアの地域における給油所（直営の給油所又は代行給油できる特約店の給油所）  
ア 北海道防衛局、帯広防衛支局及び千歳防衛事務所から半径 5 km 以内の地域  
・北海道防衛局 札幌市中央区大通西 1 2 丁目  
・帯広防衛支局 帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番  
・千歳防衛事務所 千歳市東雲町 3 丁目 2 番 1  
イ 函館市、旭川市、釧路市、稚内市、野付郡別海町及び標津郡中標津町の地域  
ウ ア及びイ以外の北海道内各地域
- 5 履行期間  
契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 6 品目、規格及び予定数量  
別表のとおり。
- 7 契約者証の発行  
受注者は、55 枚のクレジット機能を付帯しない給油カード等を発行すること。
- 8 給油、洗車、室内清掃、タイヤ交換及びウォッシャー液補充の方法  
受注者は、作業を行うにあたり、作業前に発注者から提示された上記 7 の給油カード等を確認の上、発注者の指示により行うものとし、作業を了したときは、発注者の確認を受け納品書を手交すること。
- 9 契約単価  
契約単価は契約書の単価表（消費税抜）とする。  
支払単価は、契約単価を基準とし、経済産業省資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油。以下、「エネルギー価格」という）の変動率を乗じて別紙のとおり毎月見直すものとする。  
各月の支払単価は、入札日におけるエネルギー単価を支払月におけるエネルギー単価の加重平均価格で除して算出した変動率を契約単価に乗じて算出した額に消費税を加えた額とする。
- 10 その他
  - (1) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 1 3 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
  - (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
  - (3) 受注者は、本業務の履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 給油に係る契約単価について

毎月の支払単価の計算については以下の例により行う。

- 1 入札日における経済産業省資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラーガソリン（北海道局）の価格が 179.6円 の場合
- 2 経済産業省資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査は原則として毎週水曜日に改定される。

### 【例】

- ・ 11/01（土）～11/02（日）（2日間）の資源エネルギー庁公表価格 173.5円
- ・ 11/03（月）～11/09（日）（7日間）の資源エネルギー庁公表価格 173.3円
- ・ 11/10（月）～11/16（日）（7日間）の資源エネルギー庁公表価格 173.7円
- ・ 11/17（月）～11/23（日）（7日間）の資源エネルギー庁公表価格 170.2円
- ・ 11/24（月）～11/30（日）（7日間）の資源エネルギー庁公表価格 168.8円

- 3 仮に資源エネルギー庁公表価格が上記のとおりであった場合、1 2月期の加重平均価格は次のとおりである。

$$\frac{(173.5円 \times 2日) + (173.3円 \times 7日) + (173.7円 \times 7日) + (170.2円 \times 7日) + (168.8円 \times 7日)}{28日} = 171.63円$$

$$\text{小数点第2位を切捨て} = \underline{171.6円}$$

- 4 入札日を基準とした1 1月までの価格変動率は次のとおりとなる。

$$171.6円 \div 179.6円 = 0.9554 \rightarrow \underline{0.955} \text{（小数点第4位を切捨て）}$$

- 5 契約単価が157.0円であれば、1 1月期（1 2月請求分）の単価は次のとおりである。

$$157.0円 \times 0.955 = 149.93円 \rightarrow \underline{149.9円} \text{（小数点第2位を切捨て）}$$

- 6 よって、1 1月期（1 2月請求分）は、11/1～30の間の給油数量に上記5の単価を乗じた額に消費税額を加えた額を支払う。

- 7 なお、上記のとおり契約単価は毎月自動的に見直されることから、単価改定のための変更契約は行わない。

## 規格及び予定数量

品目	規格	単位	予定数量	備考
ガソリン	レギュラーガソリン JIS K 2202 2号	リットル	<b>22,022</b>	
	(地域別参考内訳)			
	ア 道央地区		11,544	空知、石狩、後志、 胆振、日高管内
	札幌市内	リットル	10,193	
	千歳防衛事務所から5km以内		1,011	
	上記以外		340	
イ 道東地区		9,147	オホーツク、十勝、 釧路、根室管内	
帯広防衛支局から5km以内	リットル	3,042		
別海町及び中標津町 上記以外		4,529 1,576		
ウ 道北地区	リットル	1,004	上川、留萌、宗谷管内	
エ 道南地区	リットル	327	渡島、檜山管内	
軽油	軽油 JIS K 2204 ※JIS規格に適合し、かつ、供給時に適正に使用できるもの	リットル	<b>40</b>	
	(地域別参考内訳)			
	ア 道央地区		33	空知、石狩、後志、 胆振、日高管内
	札幌市内	リットル	28	
	上記以外		5	
	イ 道東地区		0	オホーツク、十勝、 釧路、根室管内
別海町及び中標津町 上記以外	リットル	0 0		
ウ 道北地区	リットル	7		
エ 道南地区	リットル	0	渡島、檜山管内	
洗車	機械ワックス洗車	回	<b>139</b>	
	(地域別参考内訳)			
	ア 道央地区	回	90	
	札幌市内(北海道防衛局)	回	84	
	千歳市内(千歳防衛事務所)	回	6	
イ 道東地区	回	49		
帯広市内(帯広防衛支局)	回	49		
室内清掃	掃除機掛け及び内窓拭き	回	<b>11</b>	
	(地域別参考内訳)			
	ア 道央地区	回	11	
	札幌市内(北海道防衛局)	回	11	
	千歳市内(千歳防衛事務所)	回	0	
イ 道東地区	回	0		
帯広市内(帯広防衛支局)	回	0		
タイヤ交換	—	本	<b>88</b>	
ウォッシュャー液	補充時の季節に合わせ適正に使用できるもの	リットル	<b>4</b>	

注：予定数量は年間見込みであり、保証するものではない。